

消食基発第 382 号
令和 8 年 8 月 27 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
（ 公 印 省 略 ）

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の申請中に
申請者に係る変更が生じた場合の取扱いについて

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号）第 3 条第 3 項に基づく安全性審査の申請について、同条第 1 項の安全性審査が完了するまでの間に申請者に係る変更が生じた場合の取扱いについては、下記のとおりとすることとしたので、貴管下関係者への周知方
よろしくをお願いします。

記

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続中に、申請者に係る変更が生じた場合には、変更後の申請者から、別添様式に変更の事実を証する書類を添えて、消費者庁食品衛生基準審査課宛て報告を行うこと。

(別添様式)

消費者庁食品衛生基準審査課 御中

住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号）に基づく安全性審査の申請について、申請者に下記の変更が生じたため、「組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続中に申請を行った者に変更が生じた場合の取扱いについて」（令和8年8月27日消食基発第382号）に基づき報告いたします。

記

（申請を行っている事項）

○申請日：

○申請した品種又は品目の名称：

（変更事項）

○申請者に係る変更の概要：

○変更の事実を証する書類（登記事項証明書、譲渡契約書の写し等）の名称：